平成２２年（フ）第１２号
沖縄県南城市大里字嶺井512番地１　嶺井団地Ａ３―203
債務者　謝花　寛康
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第８１５号
愛知県額田郡幸田町大字荻字圦13番地１
債務者　海老原悟美
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月15日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２号
愛知県岡崎市中岡崎町５番地２
債務者　田中健太郎
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月15日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１７１号
静岡県富士市今泉３丁目４番１号　ヴィラフォンテ102号、前住所静岡県富士市富士岡441番地
債務者　杉山　啓輔
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２６１号
静岡県富士市富士見台３丁目３番地の１　Ａｒｆｌｅｘ富士見台202、前住所静岡県富士宮市上井出922番地の49
債務者　小林　　毅
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２６２号
静岡県富士市富士見台３丁目３番地の１　Ａｒｆｌｅｘ富士見台202、前住所静岡県富士市松岡23番地の５
債務者　鈴木　啓恵（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３４６号
大阪府大東市中垣内１丁目11番15号
債務者　小山田　茂
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７８号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　山崎　真悟
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９３号
岡山市南区藤田668番地47
債務者　花房　　守
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０２１号
東京都豊島区池袋４丁目17―12―202
債務者　川瀬　瑠子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８２号
東京都練馬区田柄１丁目25―１―103
債務者　川田　惠子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１０７号
千葉県浦安市猫実３丁目17―11　大塚方
債務者　江口　篤子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１４号
東京都渋谷区西原１丁目22―８―208
債務者　熊田　　功
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３２９９号
横浜市鶴見区北寺尾４丁目９番24―206号
債務者　佐藤　幸代
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４４６号
横浜市神奈川区神大寺１丁目34番７号
債務者　本間　和子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部